

建設工事における情報共有システムについて

ひたちなか市は、建設現場の働き方改革、生産性向上に資する取組みとして、令和8年4月に「ひたちなか市が発注する建設工事における情報共有システム実施要領」を制定しました。

実施要領の概要

○目的

- ・ひたちなか市が発注する建設工事において、情報共有システムを実施するにあたり必要な事項を定めるもの

○対象工事

- ・発注者指定型（土木工事：費用は発注者が共通仮設費（率）により計上）
(營繕工事：費用は発注者が共通仮設費（積上げ）により計上)
- ・受注者希望型（土木工事：費用は発注者が共通仮設費（率）により計上）
(營繕工事：費用は発注者が共通仮設費（積上げ）を変更契約により計上)

○システムの機能要件※2026(R8).4現在

- ・土木工事「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7※）」、及び營繕工事「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版※ 営繕工事編」を満たすもの※以降、土木工事・營繕工事共に最新版とする

○対象とする工事帳票

- ・情報共有システム対象書類一覧表のとおり

○検査におけるシステムの活用

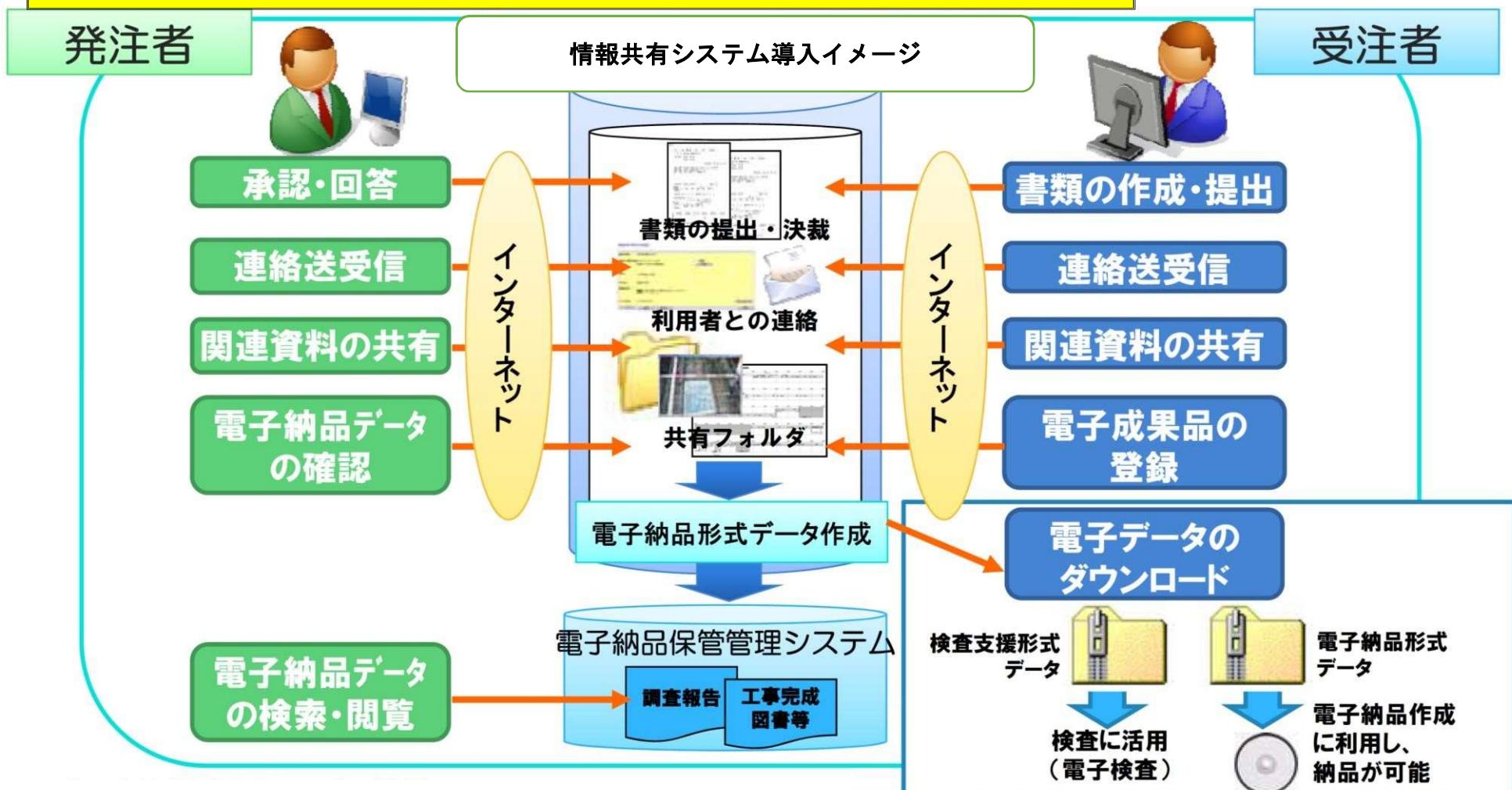
- ・システムで処理を行った工事帳票は電子データにて検査の実施が可能

○納品におけるシステムの活用

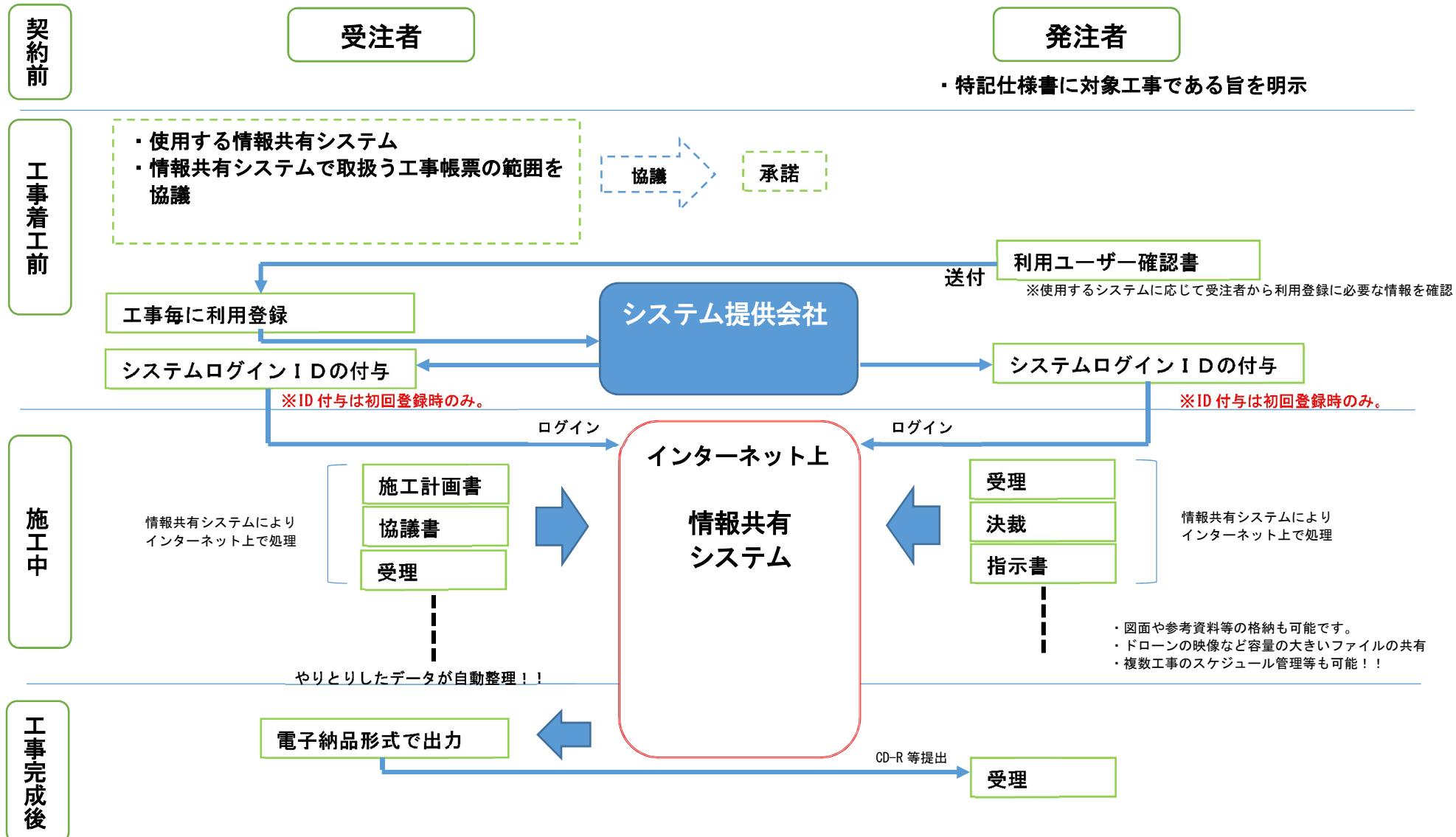
- ・システムで処理を行った工事帳票は電子媒体（CD-R等）での納品とする

情報共有システムとは

- ・受発注者間の工事施工に関する文書・写真・図面等の様々な情報を共有・交換するためのシステム。
- ・インターネットを介して文書発議や決裁、打合せ等が可能で、システムに蓄積された文書データを自動で電子納品することができる。→建設業の生産性向上、管理コスト縮減が目的。



情報共有システム活用の流れ（発注者指定型）



情報共有システム活用の流れ（受注者希望型）

